

別紙3 点検表記録様式
橋梁名・所在地・管理者名等

様式1(その1)

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 4' 11"	
				経度	134° 25' 0"	
下浦高架橋 (フリガナ) シモウラコウカキョウ	町道高原6号線	名西郡石井町浦庄字下浦				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
石井町	2016.11.17	その他,道路,鉄道,水路	有	一般道	-	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 (株)環境防災				点検責任者 梯 義文		
点検時に記録				措置後に記録		
部材名		判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	Ⅱ	充填材脱落、ひびわれ、剥離、遊離石灰、漏水、うき	写真1～7、主桁 01.02.03.06.08.12		
	横桁	Ⅱ	ひびわれ、漏水	写真8,9、横桁02,03		
	床版	Ⅱ	漏水、剥離、遊離石灰	写真10～13、床版 01.02.09.10		
下部構造		Ⅱ	充填材脱落、漏水、ひびわれ、鉄筋露出	写真14～18、下部工01,02		
支承部		Ⅱ	欠損	写真19、支承201		
その他		Ⅱ	空白、橋梁の異常、ひびわれ、鉄筋露出、欠損、変形、腐食、剥離、ポルトルの脱落、土砂溜まり	写真20～33、路面、防護 柵、地覆、伸縮装置、遮音		

道路橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等) 上部構造にひびわれ、うき、剥離、打継目からの漏水等、下部構造にひびわれ、鉄筋露出、支承部からの漏水、沓座モルタルに欠損が見られる。	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
Ⅱ			

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1987年	160m	11.0m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造(主桁02)【判定区分: Ⅱ】 写真1 	上部構造(主桁03)【判定区分: Ⅱ】 写真2 
上部構造(主桁12)【判定区分: Ⅱ】 写真3 	上部構造(主桁01)【判定区分: Ⅱ】 写真4 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造(主桁01)【判定区分: Ⅱ】 写真5 	上部構造(主桁06)【判定区分: Ⅱ】 写真6 
上部構造(主桁08)【判定区分: Ⅱ】 写真7 	上部構造(横桁02)【判定区分: Ⅱ】 写真8 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造(横桁03)【判定区分: Ⅱ】 写真9 	上部構造(床版01)【判定区分: Ⅱ】 写真10 
上部構造(床版10)【判定区分: Ⅱ】 写真11 	上部構造(床版09)【判定区分: Ⅱ】 写真12 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造(床版02)【判定区分: Ⅱ】 写真13 	下部構造(下部工02)【判定区分: Ⅱ】 写真14 
下部構造(下部工01)【判定区分: Ⅱ】 写真15 	下部構造(下部工02)【判定区分: Ⅱ】 写真16 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

下部構造(下部工02)【判定区分: Ⅱ】 写真17 	下部構造(下部工02)【判定区分: Ⅱ】 写真18 
支承部(支承201)【判定区分: Ⅱ】 写真19 	その他(路面)【判定区分: Ⅱ】 写真20 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

その他(路面)【判定区分: Ⅱ】		その他(防護柵)【判定区分: Ⅱ】	
写真21		写真22	
その他(地覆)【判定区分: Ⅱ】		その他(地覆)【判定区分: Ⅱ】	
写真23		写真24	

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

その他(伸縮装置)【判定区分: Ⅱ】		その他(伸縮装置)【判定区分: Ⅱ】	
写真25		写真26	
その他(遮音施設)【判定区分: Ⅱ】		その他(縁石)【判定区分: Ⅱ】	
写真27		写真28	

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

その他(排水ます)【判定区分: Ⅱ】 写真29 	その他(排水管)【判定区分: Ⅱ】 写真30 
その他(排水管)【判定区分: Ⅱ】 写真31 	その他(照明施設)【判定区分: Ⅱ】 写真32 

状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

【判定区分: Ⅱ】		【判定区分: Ⅱ】	
写真33			
		【判定区分: Ⅱ】	